

ID: 845

担当部署: 市民部 参事(廃棄物対策担当)

<p>処分の概要</p>	<p>一般廃棄物処理業者への必要な措置命令</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の3第1号</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和45年法律第137号</p>		
<p>【基準】</p> <p>法第19条の3第1号の規定による。 (改善命令)</p> <p>第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合(第3号に掲げる場合を除く。) 市町村長</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>令和 5 年 5 月 24 日</p>